

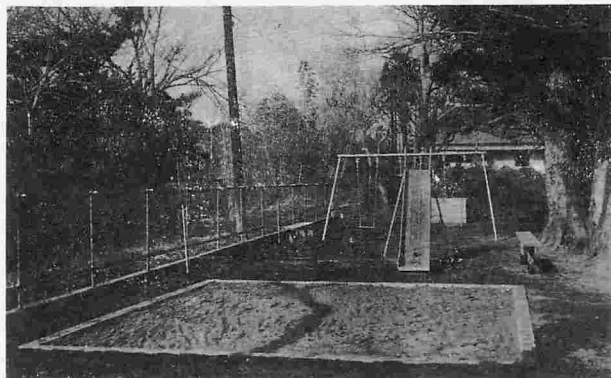
広報

かわち

発行所 河内村役場 編集 総務課広報係 TEL (河内)3番・44番
発行日 昭和44年2月1日 印刷所 竜ヶ崎印刷所

人口と世帯数

人口… 12,509人
男 … 5,899人
女 … 6,610人
世帯… 2,459戸
(2月1日現在)



ちびっ子広場完成

源清田新組部落に

源清田の保村、速下、高の三部落の子供たちで結成されている新組子供会がありますが、今度この子供会に後援会(会長、田中喜太郎)が発足し、最初の仕事として、ちびっ子広場を造り、地元のみなさんから感謝されております。場所は、河内郵便局前の稲荷神社の境内で子供たちの遊び場としては、最適なところと思われます。

費用は、遊具等の工事が8万円(村補助5万円、地元負担3万円)でまわりの柵が地元議員さんの寄付によってつくられました。

陽炎

暖かい風のない日に、遠くの景色を見るとゆれてみえることがあります。私たちは、これを陽炎(かげろう)とよんでいます。

春になると、太陽の光が強くなり、地面を暖めます。すると、まわりの空気もいっしょに暖まって目に見えない小さな空気のつぶができ、この空気のつぶは軽いので空へのぼって行きます。

ところが、空の上のほうには、重くてつめたい空気が広がっていて、のぼってきた軽くて暖かい空気のつぶとぶつかります。この二つがぶつかり合っている空気の層に、太陽の光が射し込むと、光の線は曲がったり反射したりします。

だから、私たちの目には、遠くの山とか、林がユラユラとゆれてみえるのです。

1969

2月号

No. 73

臨時

村議会議から

..... 今年初の臨時村議会が一月三十日、二月五日の二日間開かれ、村職員の給与改正をはじめ、特別職の給与及び議会議員の報酬の改正など十七件にわたる議案を原案どおり可決しました。

..... おもなことをお知らせしましょう。

△議案第2号▽

河内村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

各委員の報酬が、本年一月一日から次のように改正されました。

委員長 月額 三、七〇〇円
委員 月額 三、二〇〇円

△議案第6号▽

河内村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

委員長 月額 三、二〇〇円
委員 月額 二、八〇〇円
農業委員会の委員 月額 四、五〇〇円
監査委員 (学識を有する選任委員) 月額 一、一〇〇円

村長 一〇〇,〇〇〇円

収入役 八八,〇〇〇円

△議案第7号▽

河内村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償

委員長 日額 九〇〇円
委員 日額 七〇〇円
報酬審議委員会の委員 日額 一,〇〇〇円

△議案第8号▽

河内村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長 二六,〇〇〇円
副議長 二四,〇〇〇円
議員 二一,〇〇〇円

△議案第9号▽

河内村医、区長、統計調査員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

村医 日額 二,〇〇〇円
校医 年額 二二,〇〇〇円
薬剤師 年額 五,〇〇〇円
歯科医 日額 一,八〇〇円
区長 平均割 一、八〇〇円
戸数割 三〇〇円

△議案第10号▽

昭和四十三年度河内村一般会計補正予算

今年度の補正は、職員の給与及び特別職の給与(報酬)等の改正に伴う人件費の追加があり、一千九百五十万八千円の追加補正で、総額二億八万三千円となりまし。

△議案第14号▽

河内村消防団条例の一部を改正する条例

消防団員の報酬も一月一日から改正されました。

団長 年額 二五,〇〇〇円
副団長 一三,〇〇〇円
分団長 八,〇〇〇円
技術者 四,〇〇〇円

△議案第18号▽

河内村教育長の給料、旅費その他の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給料も改正され、一般職同様昨年の七月一日から適用されます。

新 組 寿 会

・ 社協へ一円玉献金
新組寿会会長石橋格太郎さんは、社会福祉協議会を訪れ一円玉で千四百三十円を献金されました。

これは、会員五十二名が各戸より集めたお金で、社会福祉のため、寄付されたものであります。



(会長の石橋格太郎さん)

河内中学生徒会 社協へ献金

河内中学校生徒会長斎藤貞佳外役員二名は、昨年十二月二十三日、社会福祉協議会を訪れ、八千三百四十四円を歳末たすけあい募金として献金されました。

社会福祉協議会としては、早速、施設の児童や身障児精進児に社協募金と合せて、一人千円づつ、十三人に配布しました。

生徒会の皆さん、ありがと。



社会福祉協議会に献金された代表者の皆さん

所得税の確定申告

竜ヶ崎税務署から

例年のように二月十六日から、所得税の確定申告書の受付がはじまります。

確定申告書は、一年間の所得と、それに対する税額を自分で計算して、税務署に提出することになっています。

竜ヶ崎税務署としては、農業所得者については各町村毎に、営業所得者についてはプロクサ毎に係員が出張して相談に応ずることになっています。

A、確定申告をしなければならぬ人は、

①、昭和四十三年中の所得金額が、基礎控除や配偶者控除、扶養控除などの適用を受けられるすべての所得控除の額の合計額をこえる人です。

②、給与所得者で、一定額をこえる所得がある人や、同族会社役員やこれら親族関係の人で、その会社から給与のほかには貸付金、利子、店舗、工場などの賃料などを受けている人。

③、確定申告の義務のない人でも、源泉税の還付を受ける人及び予定納税額のある人は提出しなければなら

ません。

B、確定申告の際、申告書に添付したり提示してもらう書類は、あらかじめ用意して下さい。

①、災害や盗難により、住宅や家財などに損害を受けたため、雑損控除を受ける場合の損失額や、受取った保険金の明細書、医療控除を受ける場合の支払った領収書。

②、小規模企業共済掛金の掛金額の証明書。

③、生命保険料の控除を受ける一契約について九千円をこえるものがあるときは、その保険料額の証明書。

④、損害保険料の額の証明書。

⑤、給与所得のある人は、勤務先から受取った、源泉徴収票。

⑥、土地建物など交換したり買え換えたり、取用したなどの特例を受ける場合の計算の明細書などです。

C、所得税の確定申告と納税は、二月十六日から三月十五日までですが、期限までに申告と納税をしないと、無申告加算税や延滞税など余分な負担をしなければならぬから、期限内に忘れずに申告と納税をされるようにお願いします。

村民税の申告は 早めにどうぞ!!

今年もまた、

村民税の申告

時期となり、次の日程により申告の受付を行いますから、日程内において、下さる様お願いいたします。

○当日持参するもの。

印鑑、国民健康保険証、生命保険証書及び領収書、身体障害者手帳、雇入費控除額については、領収書及び雇入の住所氏名を記入の上持参下さい。

○場所

生板・老人福祉センター
源清田・第三公民館
長竿・長竿農協

金江・青年研修所

○時間

午前九時～午後三時三十分
○申告受付日と地区

2月26日

宿、西、岡場、中道、幸谷

2月27日

堤向、万年、早井、内野、砂場、北河原

2月28日

九田、小巻、編割、浄玄、三ツ谷、四ツ谷

3月1日	小林、ノ輪、大鍋、生鍋、竜丁歩、藤蔵
3月3日	中曾根、古通、新橋、羽子駒、古河林、手栗
3月4日	堤、広田、保村、遠下、高布銀、平三郎、猿島、宮淵
3月5日	上組、中上、愛宕町、中郷庄布川、十里
3月6日	下組、荒地、大境、下町歩
3月7日	平川、十三間戸
3月10日	中金江津、下金江津
3月11日	上金江津、排水機
3月12日	片巻、和銅谷、流作
3月13日	田川、下加納

くわしくは、役場税務課でおたずね下さい。
電話(農集)七八六一

出初式

今年も恒例の出初式が一月七日金江津小学校において力強く行なわれました。

この日、寒い季節風の吹きすさぶなか、多数の来賓を迎え、二十分間、五百二十五名の団員は、服装、機械器具の点検などを行ない、永年勤続団員など優良団員を表彰、会場を利根川原にうつし、放水式を最後に式をじましました。



選挙人名簿への登録は(三月一日までに)

今すぐにご

○満二十才に達した人で、まだ登録の申出をしていない方(昭24・3・2以前に生れた人)は、今すぐに役場又は支所へお出かけください。

やめよう!!
なくそう!!

シンナー乱用

学生、生徒にとって卒業期は、進学、就職など人生の転機を画する重要な時期となります。このようなときには、たとく将来に対する不安や焦燥感から精神的安定を欠くのが常であり、このような状態からのがれるため家出、無断外泊や深夜飲食店などへの出入りなどの行動に走りがちであります。

また、今年は昨年来問題となつてゐるシンナーなどの乱用が加わり、これに起因した非行や死亡事故の多発が憂慮されます。

少年によるシンナー乱用については、関係機関、団体などの各種防止活動があつたて大きな力となり漸減の方向をみせているが、昨年度内ではシンナーなどの乱用によって補導された少年は一万人を越え、また、乱用による死亡事故も一月から十二月二十日まで、二十三人(全国百五人)にのぼつてゐます。

このシンナーなどの乱用が問題とされているのは、これら若い世代が、毒性の強いシンナー、接着剤の気化ガスを吸引し、その薬理作用により、心理的統制機能を失なつて、窃盗や粗暴犯、性犯などの非行を犯し、あるいは、精神障害や内臓の機能を損ない、ときには死亡するなど、非行防止および国民保健の面から好ましくない結果を招きます。しかし、シンナー、接着剤そのものは、元来塗料を溶かす目的をもつて文化生活に寄与してゐるものであり、一部乱用者のためにかつてのヒロポンやすい眠薬のように製造販売などの面で法的に規制を加えることは多くの問題があり、これが防止対策上のあい路となつてゐます。

そこで、この乱用防止を図るため、乱用の増加が考えられるこの時期をとらえ、次のことがらを望みます。

1、保護者に望みたいこと
イ、乱用の動機は、友達に誘われ好奇心から始めることが多いので、特に交友関係に注意するとともに、持ち物、衣服に揮発性においがしない

かなど細かい点に注意する。ロ、連続してシンナーなどのおいをかぐと、頭痛、ほき、不眠、食欲不振に陥るほか物をこねすなどの乱暴をはたらくようになり、なかには精神障害を起し、また、胃腸その他内臓諸器官を損うものでもて、このことをふだんからよく教え、正しい使い方について指導する。

ハ、乱用がこうじると、保護者などの注意指導ではやめさせることが困難な場合が多くなる。このようなときは、最寄りの駐在所に相談しましょう。乱用少年の状態によつて保健所への通報、医師への紹介をするなどして早期治療を図つてゐるので進んで保健所に相談するようにしましょう。

ニ、シンナー、接着剤を使用している事業所では、従業員などがこれを持ち出し乱用している、その管理には十分注意するほか乱用による危険防止についてよく指導する。

2、学校に望みたいこと
イ、シンナー、接着剤乱用による有害性を児童生徒によく教える。

ロ、教材としてシンナーなどを使用する場合は、学校で一括購入するなど保管取扱いに注意し、やむを得ず児童、生徒に購入させる際は、証明書などを持参させる。

ハ、児童、生徒の保護者に対して、シンナー、接着剤などの正しい取扱ひと、乱用している場合の措置について指導する。

ニ、家庭との連絡を緊密にし生活指導に十分注意する。ホ、学校内で乱用が行なわれたい例もあるので、校内のパトロールなどを強化する。

3、販売者に望みたいこと
イ、少年が購入にきた場合、使用目的を確かめ、乱用のおそれまたは使途が明らかでないものは販売しないようにし、少年に対しては保護者、教師、店主などの証明を持参するように指導する。

ロ、販売に際しては、住所、氏名、年令を確認するなどの措置をとる。

ハ、乱用または乱用のおそれのある少年を発見した場合は、駐在所、学校、保護者などに通報し早期に補導が図られるようにする。

4、地域社会に望みたいこと
イ、シンナーなどの乱用の発見しにくい場所で行なわれることが多く、したがって、地域社会が連帯感をもち、村ぐるみで早期発見に努める。

また、これまでの毎月一、六日の休暇が、毎日曜日は休み、土曜は半日となったので、又、慶応四年の三月十四日は、五カ条の御誓文が發布されております。この五カ条の御誓文は、新しい政府の方針を示したものです。

23月のこよみ

建国記念日 (旧紀元節)	11日
浩宮さまの満九才の誕生日	23日
電気記念日	25日
桃の節句	3日
また、この日は耳の日でもあり、耳をういせつにしましょう。	
皇后誕生日	6日
消防記念日	7日
消防組結成法がつくられて、この日として二十一年を迎えております。また、おなじく二十一年前のきょう、新しい警察制度が発足しており、国家、地方警察本部、国家公安委員会が設置されました。	
国際婦人デー	8日
う、ニッポロクで勤労婦人が参政権を要求する集会を開いたことから、国際的な行事となったものです。	
明治九年三月十二日には、官庁の休暇日が定められました。これまでの毎月一、六日の休暇が、毎日曜日は休み、土曜は半日となったので、又、慶応四年の三月十四日は、五カ条の御誓文が發布されております。この五カ条の御誓文は、新しい政府の方針を示したものです。	